



第 33 回 三河湾周遊レース

【主 催】 JSAF 外洋東海

【協 力】 三河みとマリーナ・衣浦ヨットクラブ

【開催日】 2025/04/06

【開催地】 三河みとマリーナ・三河湾

帆 走 指 示 書

本帆走指示書中の【NP】が記された項目は艇からの抗議の根拠とはならない。
これは RRS60.1(a)を変更している。

1 適用規則と規定

1.1 本大会にはセーリング競技規則 2025-2028(RRS)に定義された規則が適用される。

1.1.1 付則 T を適用する。

1.2 IRC Rule 2025PartA,B 及び C

1.3 TRS

1.4 JSAF 外洋特別規定 2024-2025 及び国内規定

2 帆走指示書の変更

2.1 帆走指示書の変更はそれが発効する当日の 7 : 30 までに掲示される。

3 選手とのコミュニケーション

3.1 競技者への通告はオンライン公式掲示板 : <https://racetosc.jp/> を利用する。

公式掲示板は 4/1 より運用する。

3.2 レースオフィスは設置しない。電話番号 : 090-5764-3323

運用時間 4 月 6 日 7 時~18 時

3.3 いかなる通信形態・情報内容も RRS41 の外部の援助には該当しないこととする。

4 陸上で発せられる信号

4.1 陸上で信号は発しない。スタートの延期・中止に関わる信号は 4 月 6 日 8 : 10 までに公式掲示板にて発する。

5 レース日程

5.1

4 月 02 日(水)		書類提出期限
4 月 06 日(日)	7:30~8:00	出艇申告・トラッキングデバイス配布 みとマリーナ センターピア付近
	8:00~8:10	艇長会議 : みとマリーナ センターピア付近
	8:55	スタート予告信号
	17:00	タイム・リミット



6 【NP】 レースエリア・コース

6.1 スタートエリアはみとマリーナ沖(34°47.700N、137°17.000E)付近とする。

6.2 コースは下記の通りとし、当日の天候により 4 月 5 日(日) 18:00 までに公式掲示板に掲示する。

添付図 1.参考

コース 1. スタート→観測 2 号ブイ(時計)→佐久島(反時計)→

生田鼻沖灯浮標(時計)→フィニッシュ

コース 2. スタート→蒲郡第 2 号灯浮標(時計)→

生田鼻沖灯浮標(時計)→フィニッシュ

*いずれのコースも安全のため蒲郡航路を右にみて通過すること

6.3 コースを短縮することはない。これは RRS32 を変更している。

6.4 コースのレグを、準備信号の後に変更することはない。これは RRS33 を変更している。

7 レース旗

7.1 レース参加艇はフィニッシュするまでの間 または 棄権するまでの間、レース旗を艇体に掲揚すること。

8 マーク

8.1 マークは黄色円すい形のマークを使用する。

8.2 以下のマークは回航マークである。

観測 2 号ブイ 観測 3 号ブイ 蒲郡第 2 号灯浮標および 1 号灯浮標(時計)

9 障害物

蒲郡航路及び豊橋航路は障害物として指定する。

その範囲は関連する航路ブイを囲んだ範囲とする。添付図 1 がその参考図である。

10 スタート

10.1 レースは、以下の追加事項と RRS26 を用いて予告信号をスタート信号の 5 分前としてスタートさせる。

10.2 スタート・ラインは、スターボードの端にある本部船上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークの間とする。

10.3 スタート信号から 10 分経過後にスタートする艇は「DNS」と記録される。この項は 付則 A5.1 と A5.2 を変更している。

11 フィニッシュ

11.1 フィニッシュ・ラインは、矢作河口沖灯浮標付近に設置する、モーターボート上の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークの間とする。

12 ペナルティー方式

12.1 付則 T1(b)のレース後ペナルティーを下記の通り変更する。

レース後ペナルティーは自艇の所要時間に所要時間の 20%を加える。

12.2 指示 3.4 のフィニッシュ予告の不成立は警告のみとする。



13 タイム・リミット

13.1 タイム・リミットは 4 月 6 日(日)17:00 とし、コースの帆走をしなかった艇は、「DNF」と記録される。
この項は、RRS35 と A5 を変更している。

14 審問要求

14.1 審問の要求(抗議締め切り時刻)は自艇フィニッシュ後 90 分またはリタイア後 90 分以内に、下記 URL より提出しなければならない。ただしプロテスト委員会が提出の遅延を認める場合がある。

<https://racetosc.jp/form/>

14.2 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、受理後速やかに 審問場所と審問開始予定時間を公式掲示する。

14.3 審問の開催日についてはレース運営上、後日開催する場合がある。

15 【NP】 修正時間・順位

15.1 IRC、TRS とともに各艇の所要時間に TCC、TRS を乗じた修正時間により順位を決定する。

16 【NP】 安全規程

16.1 出艇申告

16.1.1 出艇申告は、トラッキングデバイスの受け渡しおよび乗員の変更申告にて完了とする

16.1.2 出艇申告し スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨を運営携帯電話に連絡すること。

16.2 帰着申告

帰着申告は実施しない、トラッキングデバイスの返却については別途指示する。+

16.3 個人用浮揚用具の着用

レース参加者は レース中個人用浮揚用具を使用できる状態で着用しなければならない。

17 装備と計測のチェック

17.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。

18 運営艇

18.1 運営艇の標識は、次のとおりとする。

本 部 艇 : JSAF エンサイン

19 ごみの処分

19.1 海にゴミなどを投棄してはならない。

20 表彰

20.1 参加艇に応じて上位を表彰します。

表彰式の日程・場所は後日ホームページにて案内します。



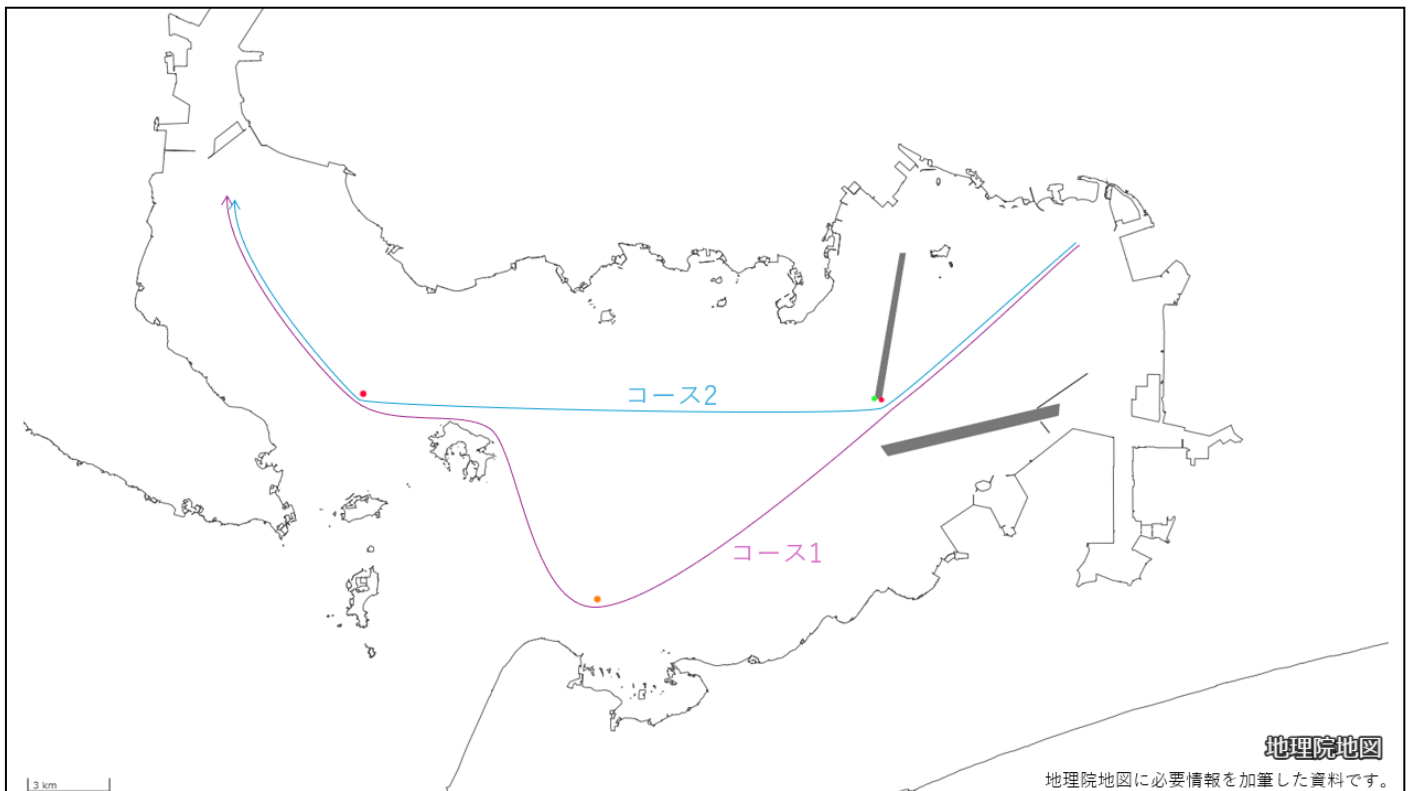
21 リスクステートメント

21.1RRS.3 に基づき、全ての艇、参加者は自分自身の責任でレースに参加する。主催団体はレース前後期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

21.2レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。

21.3誓約書に艇長がサインをするということは艇における全ての参加者が誓約書に同意したことである。

添付図 1.



フィニッシュライン付近 参考図

